

守っていますか？

ゴミ出しルール

◆計画的なごみの収集に努めています

市では、伊賀北部管内については毎年1回『資源・ごみ収集カレンダー』を、青山支所管内については半年に1回『青山ごみ収集日程表』『ごみの分け方・出し方』を作成し、家庭から出る一般廃棄物について、計画的に各地域のごみの収集ができるように努めています。

◆ごみを出す人、集める人、処理する人がいます

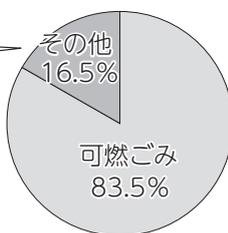
ごみ処理は、ごみを出す人・集める人・処理する人がルールを守ること、はじめて円滑に処理ができます。

家庭からのごみ出しは、ごみが最終的に処分される、あるいはリサイクルされるまでの工程の出発点です。皆さんが出したごみの処理に関わる人がいるということを知り、きちんとごみ出しルールを守っていただくようお願いいたします。

《収集したごみの中には、分別されていないものがこんなに混ざっていました》

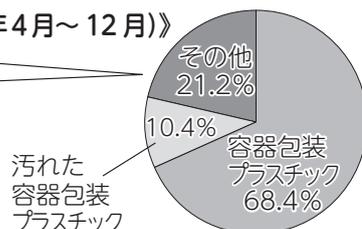
《可燃ごみ（平成24年10月～12月）》

「その他」の内訳
 ○紙類…9.4%
 ○容器包装プラスチック…4.6%
 ○衣類・布…1.4%
 ○金属・缶…0.2% など



《容器包装プラスチック（平成24年4月～12月）》

「その他」の内訳
 ○可燃…10.1%
 ○可燃性粗大…9.3%
 ○金属…1.2%
 ○ペットボトル…0.5% など



金属・缶



可燃性粗大

▲容器包装プラスチックに混ざっていたごみ

※これは、さくらリサイクルセンターの分析結果です。

◆もういちど「確認」ください

「決められた時間までにごみが出されていない。」「適切な分別がされていない。」「集積場がきちんと整理されていない。」など、まだまだルールが守られていない集積場が見受けられます。

市では、伊賀北部・伊賀南部各管内に向けて、次の冊子を配布しています。ごみの分別や出し方について掲載していますので、もういちど確認をお願いします。

《伊賀北部管内》

- 『平成25年度資源・ごみ収集カレンダー』（今回同時配布します。）
- 『資源・ごみ分別ガイドブック』『資源・ごみ分別ガイドブックダ イジエスト版』（過去に配布済み）

《青山支所管内》

- 『青山ごみ収集日程表』『ごみの分け方・出し方』（3月15日号と同時配布します。）
- 『資源・ごみ分別ガイドブック』（過去に配布済み）



集積場の管理は各地域または管理者で責任を持って管理していただきますよう、よろしくお願ひします。
 ※事業者から出されるごみは市では収集できませんので、事業者が責任を持って処理してください。



▲集積場

【問い合わせ】

（伊賀北部管内）

清掃事業課

☎ 20・1050 FAX 20・2575

伊賀支所住民福祉課

☎ 45・9104 FAX 45・9120

島ヶ原支所住民福祉課

☎ 59・2109 FAX 59・3196

阿山支所住民福祉課

☎ 43・0333 FAX 43・1679

大山田支所住民福祉課

☎ 47・1163 FAX 46・1764

（青山支所管内）

青山支所住民福祉課

☎ 52・3227 FAX 52・2174

伊賀南部環境衛生組合

☎ 53・1120

農業委員会農地部会 開催日などのお知らせ

平成 25 年度農業委員会の農地部会開催日とその申請書などの提出締切日が右のとおり決定しました。

農地の売買で所有権を変えるとき（3条申請）や農地（田・畑）を農地以外のものに転用しようとするとき（4条・5条申請）などには、農地法に基づく許可が必要ですので申請の手続きを行ってください。

申請書などは、農業委員会事務局または各支所振興課に必要書類をそろえて提出してください。締切日以降の提出や書類に不備がある場合などは、農地部会への上程が翌月になることがあります。

農業委員会による許可は農地部会後、伊賀市による許可は三重県農業会議常任会議員会議後のそれぞれ2、3日後の交付を予定しています。

なお、届出関係書類は随時受け付けます。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
☎ 43-2312 FAX 43-2313

■平成25年度 農地部会日程表

申請書などの提出締切日	農地部会	三重県農業会議常任会議員会議
3月25日(月)	4月11日(木)	4月23日(火)
4月19日(金)	5月13日(月)	5月23日(木)
5月24日(金)	6月12日(水)	6月24日(月)
6月21日(金)	7月10日(水)	7月23日(火)
7月23日(火)	8月9日(金)	8月23日(金)
8月22日(木)	9月10日(火)	9月24日(火)
9月20日(金)	10月10日(木)	10月23日(水)
10月24日(木)	11月13日(水)	11月25日(月)
11月18日(月)	12月5日(木)	12月17日(火)
12月16日(月)	1月10日(金)	1月23日(木)
1月22日(水)	2月10日(月)	2月24日(月)
2月20日(木)	3月11日(火)	3月24日(月)

軽自動車・原動機付自転車などの 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

◆◆◆ 廃車・名義変更について ◆◆◆

■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくことになります。このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。

普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識（ナンバープレート）ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

【問い合わせ】

▼三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 059-234-8431

▼二輪の軽自動車

三重県軽自動車協会 ☎ 059-234-8611

▼二輪の小型自動車

中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

*手続きに必要なもの

必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

▼原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車

課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

伊賀支所振興課 ☎ 45-9111 FAX 45-9120

島ヶ原支所振興課 ☎ 59-2053 FAX 59-3196

阿山支所振興課 ☎ 43-1543 FAX 43-1679

大山田支所振興課 ☎ 47-1150 FAX 46-1764

青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

*手続きに必要なもの

⇒廃車手続きの場合 ○印鑑・標識（ナンバープレート）
○標識交付証明書

⇒名義変更手続きの場合

○両者の印鑑
○標識交付証明書

※すべての手続きについて、窓口へ来られた人の身分証明書が必要です。



◆◆◆ 減免申請について ◆◆◆

■減免申請書は毎年提出が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月24日(金)までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合にも必要です。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618